別紙５

いじめ事案が発生した際の対応

いじめ事案の発生！

学校の対応

いじめは絶対に許さないという姿勢

加被害双方からの丁寧な聞き取り

周囲からの情報収集

『適切な初期対応』

校内「いじめ対策チーム」による
緊急対応会議の開催

支援

いじめられている児童に対する指導

1.起こっている事実を確認するとともに、まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
2.いじめられている児童を最後まで守り抜くこと、そして、秘密を守ることを伝える。
3.必ず解決できる希望を持たせる。
4.自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう 配慮する。

他の児童への説明・啓発・指導など

支援

いじめている児童に対する指導

1.いじめの行為をしてしまった気持ちや状況などについて、　十分に聞いた上で指導する。
2.心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。さらに、いじめが人権侵害であることやいじめられる側の気持ちを認識　させる。
3.他の児童と離した場所での指導も検討する。

支援・連携

保護者や地域との連携

1. 直接会って、必要な情報を提供し、今後の具体的な対応・対策について話し合うとともに、協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
2. PTAや保護者、地域への説明と協力要請を行う。

市教委への連絡

三田警察署との連携

児童の命に関わるいじめや暴力行為等の犯罪行為が認められる時は、ためらわず連携する。また、日頃から情報共有の体制を整える。

＜対応班＞

指導体制・方針決定

1.指導のねらいをはっきりさせ、全教職員の共通理解を図る。
2.対応する教職員の役割を決定する。
3.保護者への対応は複数で行う。

＜調査班＞

正確な実態把握

当事者双方と周囲から聞き取った内容について　分析・調査を行う。必要に応じてアンケート調査等を実施する。
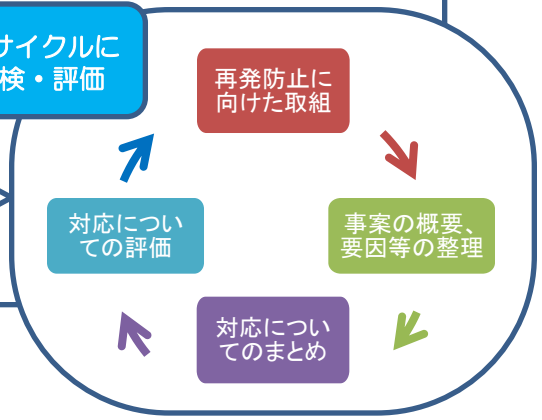
PDCAサイクルによる点検・評価